

□■受験対策ミニ講座 12号 2022□■（養成所ニュースプラス 17号）

11月23日の勤労感謝の日は、今年最後の祝日でした。折しも、サッカーワールドカップも始まり、サッカーファンのみならず、わくわくする日々ではないでしょうか。師走に入ると、国家試験まであと2か月となります。今月末までの6日間を大事に受験準備と向き合ってください。

さて、今回は「社会保障」から医療保険制度です。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第32回問題53】医療保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 後期高齢者医療制度には、75歳以上の全国民が加入する。
2. 後期高齢者の医療費は、後期高齢者の保険料と公費で折半して負担する。
3. 都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険を行う。
4. 健康保険組合の保険料は、都道府県ごとに一律となっている。
5. 協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の給付費に対し、国は補助を行っていない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(33期生) 修了に関する書類は、10月31日(月)に発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11月1日(火)に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第35回国家試験は、令和5年2月5日(日)です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

第33・34期生の皆様にご案内を郵送しましたので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。現在は、受験対策ガイダンス動画及び全科目対応のオンデマンド動画が視聴可能となっています。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number・・・・・・・・

【Plus Quiz・・・正答と解説】

2021（令和3）年の法改正により、本年10月1日から後期高齢者で一定の所得のある方には、2割の窓口負担を求められることになりました。2022（令和4）年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれるという背景が変更の理由です。「今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのもの」と厚生労働省は説明しています。

高齢者の医療保険制度は、高齢化率の増加に伴い大きな変更を重ねてきました。福祉元年の1973（昭和48）年、老人福祉法の改正が施行され、老人医療費支給制度により、70歳以上の「老人」、65歳以上の「寝たきり老人」の医療費が無料化されたものの、この年に高度経済成長は終わりを迎えます。老人医療費支給制度は大きな財政負担となり、1982（昭和57）年、老人保健法が制定されたことで、老人医療費支給制度は見直され、高齢者の一部負担が導入されることになりました。

2006（平成18）年からは、70歳以上で現役並みの所得を有する者の医療費自己負担は2割負担から3割負担になりました。そして、2007（平成19）年には、日本は高齢化率が21%を超え超高齢化社会となり、2008（平成20）年、老人保健法が改正され「高齢者の医療の確保に関する法律」と改称され、独立した「後期高齢者医療制度」が導入されることとなりました。

1. ×75歳以上の国民とは限りません。75歳以上の者は強制加入ですが、65歳以上75歳未満の者で一定の障害があると制度を運営する後期高齢者医療広域連合から認定された者は任意加入となります。また、生活保護受給者は、被保険者となることはできません。
2. ×後期高齢者医療制度の医療費の財源は、保険料（50%）と公費（50%）で折半していますが、保険料のうち後期高齢者の支払う割合は10%で、残りの40%は現役世代が担っています。公費部分は、4（国）：1（都道府県）：1（市町村）で負担しています。
3. ○2018（平成30）年4月から国民健康保険制度が改正され、それまでの市町村とともに都道府県も保険者となりました。都道府県の役割は、安定的な財源運営や効率的な国民健康保険事業の運営確保などになります。
4. ×協会けんぽの保険料のみが都道府県一律です。大企業やグループ企業の社員が加入している組合健康保険の保険料は、健康保険組合ごとに異なっています。
5. ×国は、協会けんぽの給付費等に対し、政令で定める割合（当分の間は16.4%）を乗じた額から規定額を控除した額を補助しています。一方、健康保険組合管掌健康保険には国家補助は行われていません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus